

埼玉県立大学既修得単位の認定に関する規程

平成22年4月1日
規程第106号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第82条の規定に基づき、学則第66条で規定する入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定科目)

第2条 1年次生における既修得単位の認定は、原則として教養科目に限り行うことができるものとする。

2 3年次編入生における既修得単位の認定は、原則として配当されているすべての科目について行うことができるものとする。

(単位認定の申請)

第3条 既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

一 既修得単位認定申請書（様式第1号）

二 成績証明書（現に履修中の科目がある場合は、単位修得見込証明書（様式第2号）を併せて提出した上で、当該科目の成績が確定し次第、改めて確定後の成績証明書を提出すること。）

三 科目ごとに認定する授業科目について、単位を授与した大学等が作成した科目の内容、単位制度等単位の換算及び認定に必要な書類（シラバスの写し等）

(単位認定)

第4条 既修得単位の認定は、学長が行う。

2 前項において認定された単位は、学則第67条に規定する所定の単位に算入する。また、認定した授業科目及び単位の結果は、既修得単位認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

(修業年限)

第5条 既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

(埼玉県立大学編入生に係る既修得単位の認定に関する規程の廃止)

2 埼玉県立大学編入生に係る既修得単位の認定に関する規程（平成22年規程第107号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

単位修得見込証明書
(現に履修中の全ての科目の証明)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

入学年月日 年 月 日

上記学生について、現在履修中の科目は下記のとおりであることを証明する。

記

科 目 名	時間数	単位数	修得見込年月日	必修又は選択の別

年 月 日

学 校 名

学校長名

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた任意様式によることができる。

既修得単位認定通知書

年 月 日

入 学 年 度
学科・専攻 名
氏 名

埼玉県立大学 学長

年 月 日付で申請のありましたこのことについて、埼玉県立大学既修得単位の認定に関する規程第4条第2項の規定に基づき、次のとおり認定した授業科目及び単位の結果を通知します。

本学における単位認定科目名	単位数	大学等における単位修得科目名	単位数
合 計			

